



バリアフリー新法とは?



バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は、高齢者や障害者の円滑な移動、建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するもので、バリアフリー化のための基本的な考え方や施設・設備整備の基準が国により定められています。

この法律では、公共交通事業者や施設管理者に施設や車両等のバリアフリー化を義務づけているとともに、市町村においては、重点的にバリアフリー化を図る地区を重点整備地区として定め、施設及び施設間の経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための「基本構想」を策定することができるとされています。

バリアフリー新法の基本的枠組み(概要)

■基本方針(主務大臣)

- ・移動等円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講すべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

■移動等の円滑化のために施設管理者等が講すべき措置



旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物

- ・上記の施設について、新設または改良時の移動等円滑化基準への適合義務
- ・既存施設についても基準適合への努力義務

■重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

- ・市町村は、高齢者、障害者等が生活上よく利用する施設を含む地区について重点整備地区を定め、重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的な事項を記載
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者及び公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業計画を作成し、バリアフリー化事業を実施

公共交通特定事業

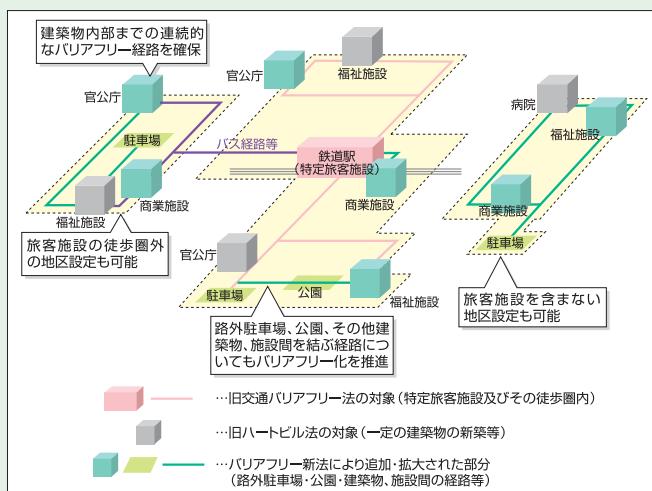
都市公園特定事業

道路特定事業

建築物特定事業

路外駐車場特定事業

交通安全特定事業



重点整備地区設定のイメージ

特定旅客施設…1日あたりの平均乗降客数が5,000人を超える旅客施設のこと

■住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- ・基本構想作成時の協議会制度の法定化
- ・住民等からの基本構想作成提案制度を創設